News Release

第一生命保険株式会社 〒100-8411 東京都千代田区有楽町 1-13-1 The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited 13-1, Yurakucho 1-chome, Chiyoda-ku,

www.dai-ichi-life.co.jp

2018年12月11日第一生命保険株式会社

企業年金特別勘定特約の新商品「第3総合口」の発売 ~複利リターン追求型で、目標とする運用利回り確保を目指す~

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、確定給付企業年金向けの新商品「特別勘定特約 第3 総合口」を開発し、2019 年4月より発売します。

本商品は、当社と当社グループ会社である資産運用会社 Janus Henderson Group plc¹(以下「ジャナス・ヘンダーソン社」)が日本の企業年金向けに初めて共同開発したものです。

新商品は、企業の年金資産の運用において、一定のリスク(6~7%程度)をとりつつ、「国内短期金利+5%程度」の収益確保を目指す「収益追求型」のバランスファンド²です。低金利環境下で安全性資産の収益確保が厳しい中、企業年金が目標とする運用利回り確保を目指す商品として開発しました。

投資対象の資産を国内外の債券や株式とし、投資効率を考慮して先物・ETF(上場投資信託)を幅広く活用します。 また、機動的に投資資産の配分を調整することで収益の最大化を目指します。

当社は、今後もグループ各社とともにお客さまの多様なニーズにお応えする魅力的な商品の提供に努めていきます。

■新商品概要

商品名	「第3総合口」 ~複利リターン追求型~
目標リターン	5%程度
リスク水準	6~7%程度
ベンチマーク	なし(絶対収益型)
意思決定方法	定量(クオンツ)
投資助言会社	ジャナス・ヘンダーソン社

(参考)「第2総合口」 ~高度リスク分散型~
3%程度
3~4%程度
なし(絶対収益型)
定量(クオンツ)
アセットマネジメントOne

¹ 第一生命ホールディングス株式会社の出資比率が 15.4%の関連会社です。米・欧市場それぞれで 10 兆円超の資産を受託しています(出資割合は、2018 年 10 月 26 日時点の発行済株式数を基に算出)。

² バランスファンドとは、複数の資産に分散投資するファンドをいいます。

第3総合口~複利リターン追求型~ の概要

● 投資方針

ポートフォリオの大幅なマイナスリターンを抑制すると同時に、大幅なプラスリターンの獲得を追求することで、「中長期における複利リターンの最大化」を目指した運用を実施します。

● 運用戦略

- (1) オプション市場に織り込まれている将来価格の予測情報に基づくフォワードルッキングな資産配分
- (2) 急激なファンド価格の下落率(ドローダウン)の制約による価格下落リスクの抑制
- (3) 多種多様な先物・ETF の組み入れによる収益追求とリスク分散

● 複利効果とは?

2004 年4月から 2018 年9月までにおける TOPIX(配当込み)の週次リターン(累積)に対し、

・ 下位 2.5%回避注1(赤色):10.3 倍(年率リターン 17.4%)

・ 全データ(青色) : 2.0 倍(年率リターン 5.0%)

・ 上位 2.5%逸失注2(緑色):0.6 倍(年率リターン▲3.8%)

の運用結果を比較すると、時間経過と共にそれぞれの 差異が顕著になります。

この効果が複利効果です。中長期的なリターンを最大化するためには、大幅なマイナスリターンの抑制、およびリスクテイクによるプラスリターンの獲得が重要です。



注 1 極端に大きな損失機会を回避した場合 注 2 極端に大きな収益機会を逸失した場合

● バックテスト結果(使用データ期間:2004年4月から2018年9月まで、単位:%)

(年度)	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
第3総合口	7.39	21.12	3.47	▲1.27	▲8.62	14.99	5.06	3.44	20.06	14.07	12.94	▲3.48	11.69	7.59	6.06
第2総合口	8.13	10.55	8.95	▲0.27	1.06	10.65	5.71	4.83	11.64	2.34	11.31	0.40	4.02	▲0.36	3.50
総合口	4.87	24.49	5.76	▲14.22	▲21.78	18.67	▲2.39	1.59	17.76	14.90	18.92	▲5.19	7.76	10.01	6.59
MSCI- KOKUSAI	15.70	28.52	17.85	▲16.80	▲ 43.32	46.75	2.41	0.50	28.99	32.43	23.54	▲8.64	14.51	8.47	15.07

バックテスト結果において、グローバル株式インデックスである MSCI-KOKUSAI(円ベース、配当再投資、GROSS)が堅調な年度(赤枠)では大幅なプラスリターンを獲得し、軟調な年度(青枠)ではマイナスリターンを抑制していることが確認できます。

	累積 リターン	リターン (年率)	リスク (年率)	リターン /リスク
第3総合口	288.71	7.59	6.75	1.12
第2総合口	220.42	5.60	3.45	1.62
総合口	210.16	5.26	10.30	0.51
MSCI- KOKUSAI	343.92	8.89	18.55	0.48

【ご参考】ジャナス・ヘンダーソン社での運用状況

第3総合口と類似の運用手法を用いるジャナス・ヘンダーソン社の商品、「Adaptive 戦略」は 2015 年7月より運用を行っており、2018 年9月末時点での運用残高は 727 百万ドルです。

特別勘定特約の特徴

- 特別勘定特約を付加した契約は、保険業法第300条の2に定める「特定保険契約」に該当します。
- 特別勘定における資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。
- 特別勘定での運用は、ご契約者が特別勘定の特徴を十分理解したうえで、ご契約者の判断と責任において行っていただく必要があります。
- 確定給付企業年金保険の一般勘定(主契約)の責任準備金(保険料積立金)を財源とした特別勘定への資金振替を行う場合には、資金振替に伴う 一般勘定の責任準備金の減少額に対し、振替調整金を一般勘定より徴収させていただきます(保険料入金・受託金融機関間の移受管において一般 勘定を経由して当社所定の日に特別勘定へ振替られる場合を除きます)。
- 振替調整金については、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

特別勘定特約のお申し込みに際して

• 特別勘定特約の申込みを行うに際しては「ご契約のしおり(契約締結前交付書面)」に記載されている商品の仕組み・特徴・ご契約者の負うリスク等、保険契約者として理解しておくべき内容について説明を受け、その内容について十分ご確認いただき、ご不明な点等は、必ず当社担当者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

損失発生リスクとその発生理由

- ・特別勘定特約は、一般勘定(主契約)の責任準備金(保険料積立金)の一部を特別勘定で運用し、この運用実績を直接、責任準備金(保険料積立金)に反映させる仕組みの商品です。
- 特別勘定は、国内外の公社債、株式等を運用対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価値の下落」等といった投資対象資産の価格下落リスクは責任準備金(保険料積立金)の下落要因となります。資産運用の結果は、その損失も含めてご契約者に帰属します。
- 経済情勢や運用成果のいかんにより高い収益を期待できる反面、元本(特別勘定に投入された保険料の合計額)の保証はなく、運用実績が元本を下回ることがあり、損失を生じる可能性があります。
- 確定給付企業年金保険に、「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」が付加されている場合、振替調整金の額は市中金利に応じて変動します。この場合、振替調整金は、10年利付国債の応募者利回りを指標として、「解約等申し込み時の応募者利回り」が「過去5年間の平均応募者利回り」を上回る場合(金利上昇局面等)に発生します。このため、適用時の金利状況によっては元本割れとなる可能性があります。

責任準備金等の削減について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減など、ご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 電話03 (3286) 2820

月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

特別勘定資産保全措置について

• 特別勘定特約を付加した団体年金保険契約は、保険業法第118条第1項に定める運用実績連動型保険契約に該当します。この保険契約の特別勘定にかかる部分については、生命保険会社破綻時の更生手続きにおいて責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは個別の更生手続きの中で確定することになります)。また、この保険契約の特別勘定にかかる部分については、生命保険契約者保護機構の補償対象契約からは除外されます。

契約内容の一部変更について

• 生命保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際に予見しえない事情の変更または確定給付企業年金法もしくは 同法に基づく命令の改正により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、 保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨を通知しま す。

保険契約の締結と生命保険募集人の権限

• 当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して、当社が承諾したときに有効に成立します。

共同取扱契約について

• 複数の生命保険会社による共同取扱契約の場合、当社は、当社の受託した積立金額に対して保険契約上の権利を有し義務を負い、他の受託生命保 険会社と連帯することはありません。

特別勘定特約の運用方法について

- 第2総合口の投資対象である新興国国債、新興国株式、REIT (不動産投資信託証券) は私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申しあげます。
- 債券総合口の投資対象である先進国国債(日本含む)、新興国国債、グローバル社債は私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申しあげます。
- 債券総合ロハイブリッド型の投資対象である先進国国債(日本含む)、新興国国債は私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申しあげます。
- 年金債務対応総合口の投資対象である為替ヘッジ外債、グローバル社債、国内株式、外国株式は、私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申しあげます。また、当商品が想定する年金債務は、当社設定の標準的な企業年金の負債属性を前提にしており、お客さま個々の年金債務と必ずしも一致するものではありません。

手数料等

- 特別勘定特約に関する手数料(付加保険料)は、当社が引受けるご契約者の年金資産(責任準備金)のうち特別勘定部分の経過責任準備金を各口ランクごとの金額に分け(円貨建株式口は1型・2型を通算)、それぞれに所定の手数料の率を乗じて得た金額の合計額を毎年ご負担いただきます。手数料表は下記を参照ください。以下の手数料率表については、経過責任準備金ランクの上限および下限のみ記載しています。
- 手数料表において、経過責任準備金は保険契約ごとに下表のとおりとなります。

商品	経過責任準備金
確定給付企業年金保険特別勘定特約	特別勘定運用部分(各口)の月始時価平均残高

手数料率表

●確定給付企業年金保険	総合口	第2 総合口	第3 総合口	債券 総合口	債券 総合ロハイ プリット・型	年金債務 対応総合 口	円貨建 公社債口	円貨建 株式口 1型・2型	円貨建 株式口 パッシブ型	外貨建 公社債口	外貨建公 社債口為 替ヘッジ型	外貨建 株式口	外貨建 株式口 パッシブ型	外貨建 株式口 新興国型	短期 資金口
手数料上限(1,000万円以下の部分)	0.600%	0.600%	0.700%	0.590%	0.590%	0.640%	0.450%	0.700%	0.400%	0.750%	0.750%	0.800%	0.500%	0.800%	0.050%
手数料下限 (500億円超の部分)	0.220%	0.220%	0.320%	0.210%	0.210%	0.260%	0.155%	0.230%	0.110%	0.230%	0.230%	0.240%	0.210%	0.240%	0.050%

- ※ 手数料=各口の(経過責任準備金の各ランクに当たる金額×所定手数料率) の合計
- ※ 消費税は別途申し受けます。
- ※ 上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料や、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する諸費用を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。
- ※ 運用効率の観点等から投資信託による運用を行う場合、投資信託に係る信託報酬を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、信託報酬については投資信託の運用会社や投資対象資産によって手数料率が異なる等の理由から、計算方法を表示しておりません。
- ※ 上記の手数料には、一般勘定(主契約)の付加保険料、制度管理等にかかる各種業務委託費、年金数理人費は含まれておりません。

<ご参考>確定給付企業年金保険における一般勘定(主契約)の付加保険料について

● 確定給付企業年金保険における一般勘定(主契約)に関する手数料(付加保険料)は、次の金額となります。 当社が引受けるご契約者の年金資産(責任準備金)のうち一般勘定部分の経過責任準備金(月始元本平均残高)をランクごとの金額に分け、 それぞれに所定の手数料の率 (上限:0.575%、下限:0.150%) を乗じて得た金額の合計額。

※消費税は別途申し受けます。

※上記の手数料には、制度管理等にかかる各種業務委託費、年金数理人費は含まれておりません。

当資料に関する留意事項

- ・ 当資料に記載の年金制度、会計のお取扱い等の情報については、特に断りのない限り、2018 年 11 月時点の法令等に基づいたものであり、将来的に変更されることがあります。
- 当資料におけるシミュレーションは、一定の前提条件にもとづく概算計算であり、計算結果をお約束するものではありません。
- 当資料に関する権利は当社に帰属し、当資料の一部または全部の無断複写・複製、第三者への開示を禁じます。
- 当資料は制度運営ご担当者さま向けに作成されたものであり、一般従業員さま(団体構成員さま)へのご提示を目的としたものではありません。
- 当資料は当該商品の運用スタイル・運用手法に関するご説明を目的としたものです。

当資料は 2018 年 11 月時点の確定給付企業年金保険特別勘定特約の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。

ご契約の際には「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。

(登)C18S7086(2018.11.28)